

○国立大学法人上越教育大学会計機関等職務権限委譲細則

(平成24年3月23日細則第4号)

最終改正 平成31年3月22日細則第13号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学会計規則(平成16年規則第16号。以下「会計規則」という。)第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の会計における職務権限の委譲について必要な事項を定め、業務の効率的な運営を図るとともに責任体制を確立することを目的とする。

(職務権限の委譲)

第2条 学長及び会計規則第6条第1項に規定する会計機関の責任者(以下「責任者」という。)は、同条第2項の規定に基づき、会計処理の重要度に応じて別表に定める職位にある職員にその職務の一部を権限とともに委譲して処理させるものとする。ただし、責任者は、職務権限を委譲することによって会計規則第56条に規定する会計機関としての責任を免れることはできない。

(職務の代行)

第3条 前条の規定により職務権限を有することとなる者が、事故その他の事由によりその権限を行使しない場合は、別に定めがある場合を除き、原則として当該直属の上位の職位にある者がその権限を行使するものとする。

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年細則第11号(平成25年3月22日))

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年細則第16号(平成25年9月27日))

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年細則第16号(平成26年3月24日))

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年細則第23号(平成26年9月30日))

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年細則第13号(平成27年3月24日))

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年細則第22号(平成28年8月29日))

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成29年細則第6号(平成29年3月27日))

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年細則第13号(平成31年3月22日))

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

責任者	権限事項	委譲する権限の範囲	職位（委譲先）
学 長	予算の示達, 移用, 流用	国立大学法人上越教育大学予算決算及び 出納事務取扱規程（平成16年規程第60号。 以下「予算決算規程」という。）第8条 の3第1項に定める予算の示達	事務局長
		予算目的間の移用	事務局長
		予算目的内の流用	財務課長
財務管理機関 (会計取締役)	収入金の調査 決定及び出納 命令	会計規則第15条第1項に定める調査決定 及び収納命令のうち、検定料、授業料・ 入学料、預かり保育、財産貸付料、講習 料、不用物品等売却（動産）、文献複写 料、心理教育相談料及び返納金（給与そ の他諸手当、旅費、諸謝金及び外国雑誌 欠号に伴う返納金等）	財務課副課長 (財務担当)
	支出契約決議 の承認	予算決算規程第15条に定める支出契約決 議のうち、調達役が行う100万円を超え ない契約	所管課担当主査
決算機関 (決算役)	仕訳(振替伝 票)の承認	会計規則別表の決算に関するもののうち、 簿記上の取引に係る仕訳の承認	財務課長